

平成 23 年 11 月 2 日

第 20 回栃木市自治基本条例市民会議 議事要旨

日 時： 平成 23 年 9 月 28 日（水）午後 7：00～9：00

場 所： 市役所 3 階 正庁

出 席 者： 児玉委員長他市民会議委員 42 名

事務局：高橋課長他 7 名

議事要旨

1. 開 会 児玉委員長

○ 委員長

- ・ 今回は来月の市民説明会に向けて条例素案の最終確認と市民説明会の進め方について詳細を詰めさせていただきたい。

(1) 条例素案について

～ 事務局による修正案の説明 ～

○ 委員長

- ・ 2 名の委員より意見をいただいたが、前文については現行の案程度の文字数と考えており、今までの議論において、これ以上の固有名詞は含めないという意見もあった。これらを踏まえ提案させてもらった。
- ・ 今回は大きな修正ではないのでご了承いただきたい。

○ A 委員

- ・ 事前に条例素案を数人の市民に検討してもらったが、全体的に不人気だった。
- ・ 20 代の方からは前文はまるで中学生に向けたものの様だという意見をもらった。
- ・ 60 代の方からは先人からの教えを活かして、伝統の伝承などを入れていった方がよいという意見をもらった。
- ・ 市民説明会で市民の意見を聞いて改めて修正する機会はあるということによろしいか。
- ・ 市長にまちづくりの根幹になる自治基本条例を急いで作るよう言われたが、多くの市民から意見を搾り取っていかなければと思う。
- ・ 急かすような雰囲気醸し出してもらいたくない。

○ 委員長

- ・ この条例素案は、市民会議委員しか知らないなので、早く市民に示して意見をもらわなければ本当の市民のための条例作りにならない。

- ・ 市民説明会を開催すればそういった意見も出てくると思う。しかし、捉え方は人それぞれで誠意をもって修正することも必要だが、文章表現にこだわるあまり、本質を見失わないようにしなければならない。
- A委員
 - ・ 先人からの知恵を活かすということは決して文章表現ではないと思う。
- 委員長
 - ・ 私たちは栃木市の紹介文やアピールするための宣伝文を作っているわけではなく、栃木市のまちづくり、特に市民自治を進めていくにあたりどういうルールが必要なのかを考えている。
 - ・ 前文は確かに条例の顔かもしれないが、条例の中身ではない。前文の表現にこだわるよりも、条文の内容に不備がないかもっと注力すべき。
- A委員
 - ・ 前文はこの条例の理念を謳うものだと思う。理念が足りないと思う。
- 委員長
 - ・ 前文には多くの時間を割いたが、それぞれこだわりがあるので、全体的な意見を集約するのは難しいと思うし、市民説明会でも様々な意見が出てくると思う。
 - ・ 理念が足りないということは意見として承るが、現時点で修正するというのではなく、今後見直すこととしたい。
 - ・ 条文は会議全体として様々な意見を集約した結果で、個人的にもっと良い条文があると考える方もいると思うが、責任を持って、臆することなく、恥ずかしがることなく市民の前で説明していきたいと思う。
 - ・ 様々な意見があると思うが、以上のような形で市民説明会に臨みたいと思う。

(2) 市民説明会について

～ 事務局による市民説明会についての説明 ～

- 委員長
 - ・ 市民説明会の進め方について事務局が資料を作成したわけだが、実際にどのように市民説明会を進めていくのか、もう一度検討したい。
- B委員
 - ・ 質問の内容によって答弁者の回答が異なった場合はどうすればよいのか。
- 事務局
 - ・ 旧栃木市の市民説明会での問答も参考にし、想定問答を作成している。必ず出ると思われる質問も予想されるので、当日までに用意する。
- 委員長
 - ・ 個人的には回答が異なっても問題ないと考える。ただし、その時には「私の考え

では～」と断ってもらいたいし、補足がないのであれば司会側で「各委員の意見としてお答えする。」と伝えてもらいたい。

- ・ 想定問答は用意するが無理に型にはめる必要はない。
- B委員
 - ・ 前文も会議として了解して文章を直したのだから、先ほどのような答弁では会場が混乱しかねないと思った。
- 委員長
 - ・ ある程度共通認識は持っていると思うので、答え方にもそれほど差は出ないと思うが、多少のばらつきはあっても良いと思う。それでこそ市民説明会だと思う。
- C委員
 - ・ 一つの会場で同じ質問に複数の回答が出てしまうと混乱するのではないか。
- 委員長
 - ・ 答弁に矛盾が生じた場合は、自分が出席する回はうまくフォローしたいと思う。
 - ・ 市民会議として一つの形に集約されているのに、個々人として様々に主張しあうと問題になると思われるが、逆に様々な意見を会議として持っていることを市民に示すことも重要ではないかと思う。それを矛盾と捉えるか、多様な意見があったと捉えるかの違いだとは思うが。
- D委員
 - ・ 住民投票については 1/10 に異論があるという意見が出た場合に市民会議でそう決まったのでこれで行くと言い切って良いのか。
- 委員長
 - ・ 説明会では市民の側から意見を引き出すことに重点を置き、完璧な回答をするよりも、これについてどう思うかをうまく引き出してほしい。その中にはうまく回答できるもの、回答できないものもあると思う。重要なのは説明したうえでさらに意見を引き出すことである。
- E委員
 - ・ 記録は誰がするのか。
 - ・ 委員が多くて顔と名前が一致しないが名札等は用意してもらえるのか。
- 事務局
 - ・ 記録は事務局が行う。
 - ・ 席札と名札を用意し、司会の傍に事務局員が付きサポートさせていただく。
- B委員
 - ・ 事務局は答えるのか。
- 委員長
 - ・ 極力委員で回答するようにしたい。必要であれば事務局に助けを求めても構わないが、わからないのであれば正直にわからないと答えたほうが良いと思う。

- F委員
 - ・ 答弁者が別の意見を持っていても、市民会議としての結論に至った根拠を説明しないと会議が混乱してしまうので注意しなければいけないと思う。
- 委員長
 - ・ 一人でうまく回答できなければ、同席している委員にフォローしてもらえればと思う。
- G委員
 - ・ 市民説明会は説明をしたうえで、様々な意見を持ち帰って再検討するのだから、その場で「決定した。」という報告にはならないはず。
- 委員長
 - ・ その通りで意見を吸い上げる場だと思ってもらって良い。
 - ・ ただ、我々は素案には責任を持たなければならない立場である。
 - ・ 市民の方々に素案に対して自由な意見を出してもらい持ち帰るが、ここまで話し合ってきたことはお互いに責任を持って説明に臨みたい。
- H委員
 - ・ 重要な意見であれば、参考にして会議で修正することがあると思うが、住民投票については 1/10 に至った経緯をまとめておけば的確な回答ができると思う。
- 委員長
 - ・ 特に住民投票については、想定問答に詳しく明記してもらいたい。
 - ・ 市民説明会後の対応として、10月26日の会議で条例素案の最終的な修正を行い、11月2日の会議で最終的なとりまとめとなる。
 - ・ これは市民会議としての最終結論となるので、その後議会で審議する段階で修正があるとは思いますが、それは議会の意思であり、委員として参加している議員の方々は議会では別の形で審議することになると思われる。
 - ・ 回が限られており大幅な修正は難しいので、市長に答申書を出す際、付帯意見として市民説明会の意見を合わせる形で最終的なとりまとめとなるかもしれない。
- I委員
 - ・ 説明会の趣旨が共有できるように、挨拶や口述書に明記した方が良いと思う。
 - ・ 「今後の条例素案の検討に活かしていきたいという目的で開催させていただいた～」となると、まるっきり条例ができてないという印象も持たれかねない。
 - ・ 市民会議でしっかりしたものを策定してきたが、意見をいただいてブラッシュアップしていきたいという趣旨にもっていかない都合が悪いと思う。
 - ・ チラシにも自治基本条例にはこういう役割、目標があって制定を目指しているということを明記する必要があると思う。
- 委員長
 - ・ I委員の意見は説明会で説明しなければならないし、特に冒頭で少し丁寧に説明しなければならないと思った。

- ・ チラシには「いただいた意見を基に、必要な修正を加えて市長に提案する。」と書いてあるが、誤解を招く可能性があるので丁寧に説明したいと思う。
- F委員
 - ・ 挨拶は前段で「栃木市自治基本条例素案をご説明させていただく」としているのだから、後は出た意見を活かして検討していきたいという、一歩下がった態度も許されると思う。
- I委員
 - ・ 相当内容を詰めたものなのだから、それを基にさらにより良いものにするために意見をいただくという筋が一番良いという意見だった。
 - ・ この条例に至った背景は共有していないと具合が悪い。そういう意味で口述書や想定問答で補足するということだと思う。
- 委員長
 - ・ 大勢でじっくり検討を行い、最後の詰めとして意見をいただきたいということを強調したいということだと思う。
- D委員
 - ・ 岩舟町が合併したらこの条例は変わるのかという質問には、岩舟町は編入合併だから変わらないという回答で良いのか。
- 事務局
 - ・ 今後本格的に栃木市と岩舟町の合併協議が進んでいくと思われるが、対等合併か編入合併かは今後合併協議の中で決めていく。
 - ・ 自治基本条例は仮に対等合併となれば作り直しになるし、編入合併となれば基本的なことはそのまま、必要に応じて経過措置や一部改正ということがありえるが、自治基本条例はあまりそういったことはないのではないと思われる。
- 委員長
 - ・ 結論から言うと確定的なことは言えない。断定的な発言は注意してもらいたい。
 - ・ 自治基本条例は合併の仕方によって対応が異なるので、そこはあえて説明する必要はないと思う。
- G委員
 - ・ 自治基本条例が策定されたあとは、どのように周知するのか。HPを見られない人や閲覧できない人もいると思うので、平等に周知するためにも戸別に配布しなければならないと思う。
- 事務局
 - ・ 今後の予定として、最終的には議会の議決を得るが、その前段に市執行部としてパブリックコメントを実施したい。当然HPに掲載するし、閲覧できるようにしたいと思う。
 - ・ 制定後のPRとしては当然HPにも掲載するし、PR用パンフレットを作成し全戸に配布する考えでいる。旧栃木市では合併によりそれ以上PR活動はなかった

のだが、一時的ではなく継続的なPRを行い、市民に条例が浸透していくような方策を取りたいと考えている。具体的にはこれから検討したい。

○ 委員長

- ・ 制定後は紙媒体のものを作成し周知をする。問題は素案の段階でどこまで情報提供していくかだと思うが、市民説明会後の最終的な素案をHPに掲載することは確約してもらいたい。
- ・ その他の周知の仕方については事務局に検討してもらいたい。
- ・ 今回一番懸念されることは職員が説明をするのではないことだと思う。恐らく、これはかなり珍しい例だと思うが、個人的にはこだわりがある。
- ・ 理由として、この会議が市民会議であり、市民の、市民による、市民のための会議であるということ。市民が市民に説明して初めて市民説明となると思う。詳細な作業は一部事務局の力を借りるにしても、会議としては市民の立場でありたい。
- ・ 場合によっては答弁者によって回答にバラつきが出たり、会議によって不規則な発言をしてしまうこともあるかもしれないが、市民会議の委員が中心となって説明会を進めていくこととしたい。
- ・ 様々な不安があると思うが、委員長としても重ねてお願いをしたい。

○ B委員

- ・ やらせではないことを示すためにも、議員や職員に一步下がってもらう姿勢は良いと思う。

○ 委員長

- ・ この自治基本条例の主眼が市民自治にあるということを何度も繰り返しているが、それを行動で示すという意味でも、これが最初の一步となれば良いと思う。

○ I委員

- ・ 条例の中で市民と執行部と市議会が個別に責務や役割を持っているわけだが、市民としての責務や役割は良いとして、執行部や市議会として責務や役割を問われた時にその立場の者が回答する必要性もあるのではないかと思う。その時に回答できるように各会場でそれを意識した割り振りがしてあるのか。

○ F委員

- ・ 市民説明会の時点で執行部や議会が説明を求められることはない。

○ 委員長

- ・ 市民説明会ではあくまで議員には市民の立場で対応してもらいたいし、当然団体代表についても同様である。
- ・ どうしても回答できないことには正直に「答えられない。」というべき。

○ J委員

- ・ 旧栃木市の第1次、第2次市民会議の市民説明会の経験上、説明が長くて参加者に飽きが出てしまい内容を理解するまでに時間がかかってしまった。議会報告会でも同様だった。やはり経験をしないと状況把握もできないので、実際に動く

ことが重要と理解して、数名の答弁者がいるので補足説明などを加えながら忌憚のない意見を引き出せたらと思う。

○ 委員長

- ・ 皆不安があると思うが、是非初回の 10 月 3 日に参加して、雰囲気をつかめたらと思う。
- ・ 文字情報が多く、聞く方も退屈ではないかと思う。どう進めれば良いと思うか。
- ・ 市民会議に参加した体験談は興味を誘うようである。条例の説明も重要だが、市民会議でのやり取りを加えるだけでも印象は違うと思われる。

○ C委員

- ・ 大勢集まる想定の話だが、果たして集まるのか。

○ J委員

- ・ 旧栃木市の実績は平成 21 年 4 月 14 日から 30 日にかけて全 9 回行って、吹上地区公民館と市民会館が 39 名で最多、合計 180 名だった。
- ・ ちなみに旧栃木市における議会報告会の延べ人数は約 500 名であった。
- ・ 旧栃木市では市民会議の中で広報委員会を作り、告知方法や制定後の PR の仕方について検討し、各種イベントで PR 等を行ったがこのような結果だった。告知の仕方は非常に重要であると考ええる。

○ 委員長

- ・ 恐らくそれほど参加者は集まらないと思う。個人的な目標としては説明者側よりも 1 人でも多く市民に参加してもらえれば良いと考えている。

○ B委員

- ・ この前の議会基本条例の説明会には多くの市民が参加していたように思われるが、どのように周知したのか。

○ J委員

- ・ 議会基本条例の時には広報紙とHPに掲載し、各自治会連合会を通して自治会長への周知を徹底した。あとは各戸回覧した。

○ B委員

- ・ 職員が知らないわけにはいかないのですが、職員にも集まってもらいたい。
- ・ 各委員にも宣伝してもらおう必要があると思う。

○ 委員長

- ・ そういった意図で委員の方々にチラシを 10 枚ほど送付させていただいた。
- ・ あまり強制しても趣旨からそれてしまうが、より多くの方に参加してもらいたいと思う。

○ K委員

- ・ 各会場 90 分という時間設定だが、時間厳守なのか。
- ・ 熱心な方もいるので質疑が 25 分では短いと思う。時間が限られるのでこれ以上質問を受け付けなかったり、1 人 1 問と制限を設けたりするのでは意味がない

ので、できれば活発になった場合は延長したいのだが可能なのか。

○ 委員長

- ・ 夜なのであまり長引くのはという意見もあるし、ある程度集中して議論をすることも大切だと思う。ただ、仮に大勢の参加者が集まったならば、なるべく多くの意見を聞きたいと思う。1人がずっと話しているのではあまり意味がないが、より多くの方から意見をもらうためには時間を取りたいと思う。

○ G委員

- ・ 30分延長まででどうか。

○ 委員長

- ・ 最大で2時間という意見か。

○ L委員

- ・ 発言していると時間が長くなってしまっているので、意見をメモなどに記入してもらうことはしないのか。

○ 委員長

- ・ 時間を決めるのであればアンケート用紙に記入してもらうという方法があるが、事務局が意見の把握はできるが、その場での意見交換ができない。

○ C委員

- ・ 時間については常識の範囲内で司会者に任せたらいかかがか。

○ 委員長

- ・ 各会場の司会者に一任することでいかかがか。

～ 賛成多数 ～

○ F委員

- ・ 司会や説明が延びて質疑応答の時間がないのは問題なので、時間厳守で最大限市民の発言や質疑に時間が取れるよう工夫することを心がけるべき。

○ M委員

- ・ 先日、ラムサール条約登録についての説明会があったのだが、事前に用紙が配られて質問を募り、共通する質問は整理していた。
- ・ また、締め切る時に挙手した人の質問は全て受けるという方法をとっていた。

○ N委員

- ・ 当日質問用紙を配布し、説明が終わった後に回収し、その中で多い質問に対して説明を行い、さらに補足質問を受けるといったものだった。

○ O委員

- ・ ラムサール条約登録についての説明会では自己主張の場となってしまった。それぞれの思いがあるので司会がうまく整理しないといけないと思う。

○ 委員長

- ・ 事前に質問票を配って、共通の重要な質問を整理するのは有効だと思う。
- ・ ただ、100名程度集まるようであればそれも必要だと思うが、その心配は無用

だと思う。

- ・ 困るぐらい意見が出ればとは思いますが、司会の判断で人数が多いようであれば質問票を活用してもらいたい。そうでなければ自由に質疑応答してもらって、最後に挙手した人の質問は全て受けるようにしてもらいたい。
- H委員
 - ・ 会場で資料を受け取り、その場で質問票を記入する時間がどこにあるのか。
- 委員長
 - ・ 10分程度の休憩を取ればぎりぎり何とかなるかとは思いますが。
- M委員
 - ・ 質問票を記入することで意見の表明として承れば良いと思う。
 - ・ 質問があるならばその場で回答を求めるはず。
- B委員
 - ・ いろいろな意見を取り入れるという意味では、様々な方法を実施してみれば良いのではないか。
- P委員
 - ・ 公民館等を利用する関係上制限時間はあると思うが、2時間程度の時間は取れると思う。
 - ・ 最終的には司会任せで進んでいくのではないかと思う。
- 委員長
 - ・ 標準は90分で2時間まで延長可能。
 - ・ 最低30分は質疑応答の時間を取ることに。
 - ・ なるべくあいさつ、説明を手短かに。
- J委員
 - ・ 各会場での委員の集合時間はいつか。
 - ・ 早めに集まって前日の反省を踏まえることで、改善することが可能ではないか。
- 委員長
 - ・ 30分前に集合ということになっているが、短いだろうか。
- J委員
 - ・ 司会にかかる負担が大きくなってしまっているので、担当者同士での打合せがあっても当然だと思うので、準備時間としてあと10分程度あったほうが良いのではないか。
- 委員長
 - ・ 仕事のある方もいるので、あまり早く集まってもらうのも難しいかと思う。
 - ・ 一律に決めるのも難しいので、遅くとも30分前に集合でどうかと思う。
- C委員
 - ・ チラシに開場時間が明記されていないが再度周知するのか。
- 事務局
 - ・ 1時間前には会場準備を終えて適切な対応を行うのでご理解いただきたい。

- F委員
 - ・ 可能であれば当日、市の宣伝車を出すと効果があるのではないかと思う。
- 事務局
 - ・ 他の宣伝方法も含め、検討させていただきたい。
- 委員長
 - ・ 司会にはあまり集まらなかった時にどう対応するかを考えてほしい。宇都宮ではワークショップ形式で行っていることもあった。少ない人数なりに盛り上がる方法を工夫してもらおう必要があると思う。
- A委員
 - ・ 議会基本条例の説明では議員に向けて苦情や陳情が多くなってしまった。市民を前面に出せばそういった方向に向かないので良いと思う。
- 委員長
 - ・ 市民と行政という構図だと苦情、陳情が多くなってしまわないので、そうならないようにしたいと思う。

(3) その他

- 委員長
 - ・ Q委員から前文以外にも提案を受けており、公募委員の条例案を提案いただいた。
 - ・ 条例素案には反映しないが、今後自治基本条例を基とする個別の条例の中で検討するよう事務局に申し伝えた。
 - ・ また、自治基本条例の冊子を作る時に条文ごとに挿絵として、子どもたちの作品を掲載してほしいという意見もあったので今後検討したい。
- Q委員
 - ・ 総合政策課では市内各小中学校に作文と絵を募集し、200点ほど集まっているらしい。冊子を作るのであれば小中学校向けに挿絵として子どもたちの作品を掲載すれば市民を前提とした自治基本条例ができるのと思って意見を出した。
- 委員長
 - ・ 自治基本条例と並行し総合計画についての検討する場があり、そこで子どもたちから絵画や作文を集めている。縦割りなことを言わずに、自治基本条例にもうまく活かせればと思う。事務局にも積極的に検討してもらいたい。